

環境影響評価審査書

2 1 神奈川大学平塚キャンパス建設計画

I 総括事項

神奈川大学平塚キャンパス建設計画予定地は、高麗山から鷹取山へと連続する大磯丘陵から、さらに弘法山へと連なる丘陵地帯の一角に位置している。この事業予定地を含む土屋地区一帯は、市街化調整区域であり、今日まで大規模な開発もなされず、閑静なたたずまいの集落が存在する自然環境には比較的恵まれた地域である。

事業予定地及びその周辺地域は、平塚市が進めている「平塚ばらの丘ハイテクパーク構想」によれば、将来、大学、研究所立地等の一定の開発が見込まれることから、丘陵地における山林、田、畑と複雑におりなす田園地帯の現況の確保が困難であると考えられるので、自然環境の保全・創造に留意した開発が要求される。

今回建設が予定されている神奈川大学平塚キャンパスは、この様な状況にある地域に約33ヘクタールの土地を確保し、校舎、グラウンド等の大学施設を整備しようとするものである。

事業予定地は、平坦地が少なく、浅い谷があり、これらの谷戸は湿地となっており、周辺のクヌギ・コナラ林と一体となって一つの生態系が維持されている。特に、事業予定地内にある中央の谷戸は、数年前まで水田として利用されていたところであるが、常時湿地となっており、貴重種であるホトケドジョウが確認されている他、水生生物が数多く生息していることもあって、野鳥の飛来が多く見られる等比較的良好な自然の生態系が保持されている。このような谷戸の自然は土屋地区に数か所所在するのみとなっている。

地域住民は、この恵まれた自然環境を身近なものとして触れ、体験し活用してきたものと考えられる。

事業予定地北側にある平塚市立土屋小学校では、この豊かな自然環境特性を生かして、野鳥の観察等の情操教育が行われている。

このような環境特性を持つ地域で実施される事業であることを認識し、事業予定地内の谷戸の保全及び水辺の創造等について検討するとともに、土屋小学校との関連から、騒音、景観にも配慮した植栽方法や各施設の配置等を検討する必要がある。

一方、事業予定地は「鷹取山里のみち」や「七国峠のみち」などのハイキングコースから眺望できるところに位置しており、前述の土屋小学校に対する景観上の配慮に加えて、建物の色彩等の景観対策が必要である。

以上の基本的な視点を重視し、また工事中における周辺環境への影響を考慮して事業を進める必要があり、さらに環境影響予測評価書案の中の個別事項に係る審査をした結果は次のとおりである。

事業者が環境影響予測評価書を作成するにあたっては、この内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染－窒素酸化物、悪臭、粉じん

大学建設により設置されるボイラー、焼却炉は当地域にあつては大気汚染物質の発生源となることが予想される。ボイラーについてはピーク時には約18,000Nm³/Hの排ガスが発生するので、窒素酸化物の排出量と環境への影響を明らかにし、その結果によっては対策を講ずること。また生活排水処理施設から発生する汚泥を学内で焼却することとしているが、地形的に排ガスが谷間の琵琶地区に流れることも考えられるので、これに伴う悪臭の影響について検討し、その結果によっては対策を講ずること。

造成工事が長期に及ぶため、計画地の主風向とみられる東北東と南西の風によって粉じんが土屋小学校、進和学園及び住宅へ飛散することが考えられる。このため、造成工事にあたっては、小学校側等に山を残しながら実施する等工事方法について検討すること。

更に、造成にあたって場内の樹林は約500本が移植され、約6,000本は伐採され場内で焼却処分されることになっているが、伐採木は資源活用の意味からも極力再利用に努め、焼却にあたっては、ばい煙が小学校及び周辺住宅等へ流れないように配慮すること。

2 水質汚濁－特定物質、水素イオン濃度等、工事中の濁水

実験排水及び生活排水は、処理後近くを流れる座禅川に放流されることになっている。座禅川には水辺で餌を取るカワセミも観察される等、水生生物や鳥類等の動物の生息の場ともなっているとみられるので、極力現況の水質を維持することが求められる。

理工系実験用水は実験・研究の規模、内容及び時期によって変動が大きいので、現キャンパスの実績等を基に使用水量を明らかにするとともに、流量変動に応じた実験排水処理施設の規模を設定すること。

また、実験に伴う原廃液及び一次洗浄水は発生源で回収し、専門業者に処理を委託し、他方二次洗浄水については、実験排水処理施設で処理するとしているが、特定物質が確実に分別回収できるよう十分に検討し、有害廃液、廃棄物の格納庫を設けること。

排水処理施設は隣接する進和学園、住宅にも近い位置に計画されているため、臭気問題を発生させないようその構造、管理方法等について検討すること。

さらに、工事中の濁水対策については、計画区域内の流域末端に沈砂池を設け、土粒子を除去することとしているが、このためには相当規模の沈砂池が必要となるので、これらの場所の確保及び規模について、工事の方法、進捗状況に対応して検討すること。

3 騒音－建設作業騒音、施設騒音

4 振動－施設振動

造成工事、建設作業の実施される周辺では、隣接する土屋小学校への配慮が必要となり、特に工事による騒音が小学校等に影響を及ぼさないような工法、使用機械等防音対策を検討すること。

また、供用後理工系研究棟に設置されるドラフトチャンバーからの騒音や管理・文系研究棟に設置される冷却水用ポンプによる振動について、より現実に即した方法を用いて予測を行い、その結果によっては対策を講ずること。

さらに、小学校南側を通学用車両が走行し、駐車場も小学校用地に隣接することになっているが、通学用車両の出入りに伴う騒音及び駐車場からの騒音について、小学校の教育環境に影響を及ぼさないよう、車両の走行ルートの変更及び駐車場からの騒音対策を講ずること。

5 地象－傾斜地の崩壊

事業予定地の火山灰質土層は固結した地層が多く、その強度も大きい地域が大部分であるが、幹道15号線からの進入路部分に当たる地点は、粗粒な火山灰層、特に軽石層やスコリア層が分布し、雨水による侵食に弱いとされていることから、法面崩壊を防止するために、対策工法について検討すること。

また、盛土される谷戸部には軟弱地盤が分布していることから、地盤沈下による盛土法面崩壊を防止するために、地盤改良等の対策について十分考慮すること。

6 水象

小学校東側に設置される調整池は盛土部に予定されているが、この計画では地盤沈下及び浸透水等により破壊される心配があるので、安全を確保するため、その基礎は地山に設置すること。また小学校西側の調整池の位置は軟弱地盤であることから、安全を確保するため掘り込み式にすること。

7 日照障害

事業予定地に隣接する土屋小学校は、現状でも日照が良好とはいえない。計画されている3階建ての理工系研究棟の日影は、それを若干悪化させることとなることから、建物の配置等について検討すること。

8 動物・植物・生態系

事業予定地は平塚の西部丘陵の一角をなし、未だに自然の多く残されているところである。特に現存する谷戸はやや広い平坦湿地と浅い谷を囲うクヌギコナラ林が残されており、これに類する谷戸は土屋地区内で数か所存在するだけである。

この谷戸は土屋小学校の子供らにとって貴重な自然とのふれあいの場所となっており、学校教育の一環として活用されている。計画によると、これらの谷戸はそれを囲むクヌギコナラ林が伐採され、盛土されて、運動場や構築

物の建設される位置となっており、現況を留めることはほとんどない。したがって、湿地の動植物相は大幅に変貌すると考えられる。このため、事業予定地内谷戸部の動物の生息環境を極力保全するため、少なくとも事業予定地東側の谷戸の保全について検討すること。

また、外周緑地は出来る限り現状のままとし、施設外縁部の修景緑地を極力外周緑地に位置付け、将来多層の環境保全林が形成され、林床の荒廃、鳥類等の逃避を招かないよう計画を見直し、植栽方法を明らかにすること。さらに、樹林として未成熟な箇所については、早急に良好な樹林が形成されるよう基本的考え方及び植栽方法を明らかにすること。

9 文化財

事業予定地周辺には土屋城址をはじめ多数の古墳、遺跡、横穴墓群等が確認されていることから、事業予定地内にも埋蔵文化財がある可能性が高いので、試掘調査を実施するとともに予測評価し、必要に応じて保存等の対策を講ずること。

10 景観

事業予定地に建設される構築物は、鷹取山ハイキングコース等の主要な展望地点からのみどりの丘陵上に眺望されることとなる。このため、主要展望地点における景観への影響を極力少なくするよう、敷地周辺、法面の緑化等の検討をすること。また、土屋小学校の南側は、近代的な建築群の景観へと一変することとなるので、これらの建物による小学校への圧迫感を極力少なくするよう、小学校との間に計画されている修景緑地の形状、規模、植栽方法等を検討すること。さらに、改変されることとなる中央谷戸部については、西側調整池を含め安全性を確認の上、周辺の緑との調和も考慮しながら、水辺の創造について検討すること。

11 安全—交通安全

当地域は幹線道路の幅員が狭く、大型車両の運行は現状でも支障をきたしており、一般車の通行、住民・学童の通行に影響を及ぼす箇所がある。このため工事中における工事用車両の運行に当たっては、交通安全上の十分な配慮をすること。また、供用後の通学等に伴う車両の運行は、児童・生徒の登下校と重なることもあるので、特に正門付近の安全に十分配慮するとともに、学外駐車のないよう対策を講ずること。さらに、通学バスの運行方法についてもバス事業者と調整の上再検討をすること。